

漢語文獻におけるコータン（于闐）王族の姓氏

——出土文獻と編纂史料による再検討

齊藤達也

はじめに

3世紀頃から11世紀初めにかけてのコータン（于闐）では、歴代の國王は、Viśa' やその近縁の語を共通に含んで王統の一貫性を示す名前を稱していた¹。コータン王家の現地語の家名・氏族名は知られていないが、漢語文獻には6世紀以降、國王や王族の名が時代により異なる中國的姓氏を伴って多く現れる。今までコータン王の系譜や尉遲姓に関する研究は数多いものの、王家の姓氏のすべてを通じた研究やその變遷についての考察は課題として残されたままである。本稿はこの問題を扱う。以下、漢語文獻にコータン王族の姓氏が現れる前史、續いて後代の于・王・尉遲・李姓を、漢語の編纂史料および敦煌等の出土文獻を基に考察し、コータン王家・王族にとって中國的姓氏はいかなる意味を持っていたのかを論ずる。

※ 正史の引用文は句讀點を除き中華書局標點本に依った。

※ 引用史料での□は缺字、◻は殘缺字を示す。

一、前史

『漢書』・『後漢書』の西域傳によると當時の于闐の王名に姓氏は認められない。王名が比較的多く知られる後漢の例を表1に挙げる。この頃までは他の西域諸王同様、胡姓を付ける習慣がまだなかったのであろう²。その後、三國魏には「山習」、

¹ [KMBL] pp.lxv-lxviii。コータン側の文獻から知られる最古(3世紀頃)の王名 Vijita Simha については [Konow 1936]、[Burrow 1940] p.137 参照。

² 主題から少しそれるが、後漢時代の龜茲王の白霸と白英は當國の「白姓」の成立時期を考える上で重要なので、兩王名について卑見を略述しておく。『後漢書』卷47 班梁列傳ではどちらの王名もすぐに繰り返し複数回現れるが(白霸6回、白英2回)、「白」の字は一度も省略されていない。定説では兩者の「白」は王姓とされているが、姓氏なら二度目以降省略されるのが漢文の一般的な習慣である。このことから「白」の部分は姓ではなく、名(下の名前)の一部と見なすべきである。

北魏には「秋仁」の于闐王の名が正史に伝えられているが、特定の姓氏を稱しているようには見えない³。その他、5世紀までの文獻に于闐王家の姓氏の存在は確認できない。

表1 『後漢書』中の西域王名

于闐	兪林・位侍（兪林の弟）・休莫霸・廣德（休莫霸の甥）・放前・建・安國（建の子）
龜茲	身毒・建・尤利多・白羈・白英
焉耆	元孟・廣・舜
疏勒	成・忠・安國・和得・臣盤・遺腹（臣盤の甥）
莎車	延・康（延の子）・賢（康の弟）・齊黎（賢の子）

二、北魏末～隋代

北魏末には「于仙姫墓誌」（西暦526年作）という、于闐王女の珍しい記録が残されている⁴。于仙姫は正史等に記録がないが、墓誌によると文成帝の夫人（妃嬪の一身分）であった。

(1) 「于仙姫墓誌」（凡例・校註は本稿附録）

墓誌蓋	誌文
1 大魏文成	1 魏帝先朝故于夫人墓誌
2 皇帝夫人	2 世曾祖文成皇帝故夫人者西城宇闐
3 于墓誌銘	3 國主女也雖殊化異風飲和若一夫人
	4 諱仙姫童年幼齷早練女訓四光自整
	5 雅協后妃 聖祖禮納寓之攻宇齡登
	6 九十耄疹未蠲醫不救命去二月廿七
	7 日薨於洛陽金墉之宮重闈追戀無言
	8 寄聲旨以太牢之祭儀同三公之軌四
	9 月四日葬於西陵諡曰恭 攸頌辭曰
	10 混混三饒渾渾大夜妹彼靈人奚不化
	11 乘暉入窆照彼玄宮匪我留暑銘刊永
	12 終 太魏孝昌二年歲次丙午四
	13 月己巳□□四日壬申行葬

「宇闐國」の「宇」は「于」の假借と見られるため（聲調以外は發音が共通）、この当時の龜茲王の姓氏は他にも記録がない。結局、本稿表1に示した諸王の内、確實に漢人風の姓氏を持つ者は一人もいないのである。

³ 『梁書』卷54 諸夷傳・『魏書』卷102 西域傳、于闐國の條。

⁴ 本墓誌は1926年に洛陽城北の南石山村外より出土、現在は西安碑林博物館所藏。誌石は縦46糎、横37.6糎。概要については[趙萬里1956] 8丁b・圖版38、[郭・氣賀澤2002] 39・89頁、[刁・朱2008] 参照。本稿で利用した拓本寫眞版・録文については後掲附録参照。

の國は于闐國のことである。當人が于姓となったのは于闐から一字を取ったためという他、蓋然性の高い理由は考えられない。北魏國內では内屬した鄯善國の王族が鄯姓、車師國出身者が車姓を名乗っており⁵、于仙姫も同じ習慣に倣ったのであろう。その結果既存の漢姓「于」と同姓になった。これが于闐王族の現在知られる最古の姓氏である。

(2) 其王姓王、字卑示閉練。(『隋書』卷83西域傳、于闐國の條)

隋代に王姓を「王」とする根拠は不明である。北魏の事例から類推すると「姓王」は「姓于」の誤寫かもしれない。ただし標點本によれば異讀はなく、百衲本に影印された元大徳刊本『隋書』も「姓王」としている。「卑示」は Vijaya あるいは Viśa' の音寫であることは古くからの定説である⁶。しかしここでは字(あぎな)とされていて姓氏とはされていない。「王」姓はこれらの語に類似せず、誤寫でなければ形態から見て漢姓に由來すると考えざるを得ない。

三、唐代の尉遲姓

まず尉遲跋質那・乙僧父子を検討する。

(3-1) 尉遲跋質那、西國人。善畫外國及佛像、當時擅名、今謂之大尉遲。(『歷代名畫記』卷8、隋)

(3-2) 尉遲乙僧、于闐國人。父跋質那具第八卷。乙僧國初授宿衛官、襲封郡公。善畫外國及佛像。時人以跋質那爲大尉遲、乙僧爲小尉遲。(同書卷9、唐上)

張彦遠『歷代名畫記』(9世紀中頃の作)は乙僧を于闐出身で唐初から中國で活動したとするが、出身については、本書と同時期に成立の朱景玄『唐朝名畫録』は「尉遲乙僧者吐火羅國人」、より古い彦棕『後畫録』(660年代半ばの作)は「唐吐火羅國胡尉遲乙僧」とする⁷。また活動時期について長廣敏雄氏は、于闐出身説を取るものの、7世紀後半から8世紀初めとする⁸。よって『歷代名畫記』の記述はそのままには受け取れず、乙僧は、唐初から尉遲姓を稱した于闐人の確かな事例とは認定できない。また跋質那も、乙僧と獨立して別の記録があったかどうか疑わしいので、隋・唐初の于闐出身者であるとの確證はない。

⁵ [刁・朱 2008]。

⁶ [寺本 1921] 147-148 頁。ただしそこでは「卑示」が「姓」として考えられている。

⁷ 『後畫録』・『唐朝名畫録』はいずれも『畫品叢書』所收。『後畫録』については [河野 1996]、『唐朝名畫録』については [任平山 2011] 88 頁参照。上記二書を一根據に [任平山 2011]・[吳春燕 2013] は尉遲乙僧を吐火羅國出身とする。

⁸ [長廣 1977] 2、182-186 頁。

唐代の于闐王名については正史に以下のような記録がある。(4-2~4-6)は『唐書』に對應記事がない。

(4-1) 于闐……。王姓尉遲氏、名屋密、本臣突厥。貞觀六年、遣使者入獻。後三年、遣子入侍。阿史那社尔之平龜茲也、王伏闐信大懼、使子獻橐它三百。長史薛萬備謂社尔曰「公破龜茲、西域皆震恐。願假輕騎羈于闐王獻京師。」社尔許之。至于闐、陳唐威靈、勸入見天子、伏闐信乃隨使者來。會高宗立、授右衛大將軍、子葉護玷爲右驍衛將軍、賜袍帶布帛六千段第一區、留數月遣之、請以子弟宿衛。上元初、身率子弟酋領七十人來朝。擊吐蕃有功、帝以其地爲毗沙都督府、析十州、授伏闐雄都督。死、武后立其子璽。開元時獻馬駝納。璽死、復立尉遲伏師戰爲王。死、伏闐達嗣、并册其妻執失爲妃。死、尉遲珪嗣、妻馬爲妃。珪死、子勝立。至德初、以兵赴難、因請留宿衛。乾元三年、以其弟左監門衛率葉護曜爲大僕員外卿同四鎮節度副使、權知本國事。勝自有傳。…… (『唐書』卷 221 上西域傳上、于闐國の條)

(4-2) …于闐王伏闐信入朝。(『舊唐書』卷 3 太宗紀、貞觀 22 年閏 12 月)

(4-3) 于闐王伏闐信來朝。(同書卷 4 高宗紀上、貞觀 23 年閏 7 月己酉)

(4-4) …其王伏闐信…(同書卷 40 地理志三、毗沙都督府の條)

(4-5) 于闐王伏闐雄來朝。(同書卷 5 高宗紀下、上元元年 12 月戊子)

(4-6) 以于闐爲昆沙都督府、以尉遲伏闐雄爲昆沙都督、…以伏闐雄有擊吐蕃功故也。(同書卷 5 高宗紀下、上元 2 年正月丙寅)

(4-1) は一見すると王の姓名の形式が不統一である。以下この意味を考えてみる。王名中の「伏闐」は世代を越えて付けられている。これは、引用は省略するが『舊唐書』西戎傳の于闐國の條でも同じである。「伏闐」は Vijaya か Viśa' の音寫と見て相違ないが姓氏であろうか。(4-1) ではそれを含む王名が繰り返し記されているが省略されず、また (4-6) の姓名の記述から考えても姓氏ではない。それゆえ「伏闐」は名の一部である。そうすると王名が繰り返されていないのに名のみ (4-2~4-5) はどう考えればよいであろうか。次に出土史料も見てみる。

(5-1) □闐信

□闐王 (唐昭陵蕃臣立像、于闐王像の臺座の刻文)⁹

これは太宗の葬禮(貞觀 23 (649) 年 8 月)直後のもので同時代史料と言えるが、ここでも伏闐信の姓氏は認められない¹⁰。これは正史中の當人の名の形式に一致

⁹ [孫遲 1984] 58-61 頁。實際の刻文は縦書き、左行から右行へ。殘存 4 字より上の部分は臺座自體が缺損している。各行頭 1 字缺と推定できるのは、他の現存 6 臺座の王名表示は皆國名から始まっていることによる。

¹⁰ 『唐會要』卷 21 昭陵陪葬名位には「于闐王尉遲光」の名が記されている。これを [孫三錫 1858] 卷 12 は、伏闐信が陪葬されたと誤解され名が誤って伝えられたもの、とする。尉遲光の名は他で

する。昭陵の蕃臣像とその當人名は唐朝にとって公的かつ重要であったはずなので、もし蕃臣達が姓氏を有していればそれを書き漏らしたり省略したりはしないであろう。この刻文により、正史中の伏闍信の名が尉遲姓を伴っていないのは、于闐國王の姓氏が確立していなかったためと判断できる。過去の于・王姓は結局定着しなかったのであろう。また(4-6)によれば伏闍雄はある時点から尉遲姓を稱するようになったと見られる。さらに(5-1)と同種の史料として後代には次のものがある。

(5-2) 于闐^王尉遲暉 (唐乾陵蕃臣立像、于闐王像の刻文)¹¹

尉遲暉の即位は天授三(692)年である(『舊唐書』于闐國の條)。乾陵の蕃臣像が建てられたのは高宗・武後の葬禮より後の景龍(707~710年)初年である¹²。この頃には于闐王が尉遲姓を稱する習慣がすでに定着していたことが窺われる。

以上から、于闐國王の尉遲姓が定着するようになったのは7世紀後半から8世紀初め頃の間、伏闍雄から尉遲暉の世代と考える。これは、中國既存の尉遲姓をこの時期から用い始めたということであり、借用と言える。尉遲姓を選択したのは、Vijaya や Viśa' との音韻的類似性のある程度勘案したためであろう¹³。Vijaya や Viśa' の眞の音寫語は「卑示」・「伏闍」・「伏師」の方である。「伏闍」は世代を越えて用いられたが結局姓氏には轉化しなかった。(4-1)には、最初に言及される王の屋密の時から尉遲姓を稱していたかのように書かれているが、それを裏付ける史料は他にない。これは史實を反映したものというより不用意な編集の結果であろう。

は知られず、その陪葬墓も發見されていない。現状では實在の王の名とも伏闍信の別名とも考えにくい。

¹¹ [陳國燦 1980] 197、203 頁。

¹² [張鴻傑 2003] 8-9 頁。

¹³ 于闐王家が尉遲姓を稱したのは、鮮卑の尉遲部、あるいは吐谷渾(鮮卑系が中心)領内の尉遲川の出身であるからとの説が過去から複数存在する。[羽溪 1914] 295-297 頁、[姚薇元 1958] 209-211 頁、[周一良 1985] 635-639 頁、[趙和平 2014b] 等。しかしこの説には以下の三つの難點がある。[1] 遅くとも3世紀頃から11世紀初めにかけての間、コータンではイラン系のコータン語が用いられ、國王は、Viśa' やその近縁の語を含む名を稱するのが習慣であり、言語・王名に鮮卑や吐谷渾の影響を窺うことはできない。[2] もし祖先が尉遲部あるいは尉遲川と古くから関係があったとすると、尉遲姓を伴った王名が7世紀中頃まで現れなかったことの説明がつかない。しかも「于仙姫墓誌」では「于」姓、『隋書』では「王」姓とされており、古くは尉遲姓ではなかった。[3] これらの文獻や『舊唐書』・『唐書』には王家の祖先と鮮卑・吐谷渾との血縁は全く言及されていない。

したがって尉遲姓により鮮卑や吐谷渾に王家の起源を求めることには無理がある。また開元18年成立の智昇『開元釋教錄』卷9は、于闐王族出身の智嚴の姓氏を「鬱持」とする(〔大正藏〕第55冊571頁a27)。もし當時、于闐王族と鮮卑族・吐谷渾との関係が一般に認められていれば、智昇は周知の尉遲とは別の特殊な字をわざわざ當てなかったのではないか。

唐初において于闐は唐朝の支配下にはなく、そのために王家が中國的姓氏を定めていなかったとしても不思議はない。ところが唐の龜茲征服（648年）後、その軍事的圧力を受けて于闐王伏闐信は長安に入朝した。以後、于闐は次第に唐朝の支配下に組み込まれ、國王や王族達は相繼いで長安に入朝・滞在し、唐朝政府から官職を受け朝儀へ参加する等の機会が多くなった。唐國內の公的活動では人名は姓氏も併せて表示するのが基本であった。于闐王家が尉遲姓を稱するようになったのは、その時期から考えると、新たな状況下で唐の制度に適應するためであったと見られる。

こうして確立した于闐王家の尉遲姓は8世紀以降、様々な文獻に現れる。801年成立の『通典』卷192邊防典8、于闐國の條には「今王姓尉遲」と明記されている。その他、8世紀にコータン國內における漢語の地方行政文書の中でも用いられていたことが出土文獻から分かる。新疆のマザルタグ出土「唐開、天間蒙于闐王尉遲珪狀文書」（Mr. tagh. 0130 Or8212/1516）には「尉遲珪」の王名が、ダンドンウイリク出土「唐大曆三年（768年）典成銑牒爲傑謝百姓雜差科及人糧事」（Hoernle 1 CHa1）には「六城質邏刺史阿摩支尉遲信」という王族の名が記されている¹⁴。

四、10世紀の李姓

于闐國は西暦800年前後に吐蕃に占領されるが、その支配は9世紀以内で終わったようである。この間、于闐王家は存続したが、姓氏やその變遷等については關連史料もなくまったくわからない。10世紀になると于闐王家とその姓氏の記録は編纂史料中の中原の王朝への朝貢記録や、敦煌文獻において多く現れる。それによると王家は尉遲姓をやめ李姓を稱するようになっていた。

（6-1）（天福三年十月）庚子……于闐國王李聖天册封爲大寶于闐國王。（『舊五代史』卷77、晉書3、高祖石敬瑭紀第3）

（6-2）晉天福三年、于闐國王李聖天遣使者馬繼榮來貢……晉遣供奉官張匡鄴假鴻臚卿、彰武軍節度判官高居誨爲判官、册聖天爲大寶于闐國王。是歲冬十二月、匡鄴等自靈州行二歲至于闐……居誨記曰、……遂至于闐。聖天衣冠如中國、其殿皆東向、曰金册殿、有樓曰七鳳樓。……聖天居處、嘗以紫衣僧五十人列侍、其年號同慶二十九年。（『新五代史』卷74、四夷附錄第三、于闐國の條）

（6-3）于闐國……晉天福中、其王李聖天自稱唐之宗屬、遣使來貢。高祖命供奉官張匡鄴持節册聖天爲大寶于闐國王。（『宋史』卷490、外國傳6、于闐國の條）

¹⁴ [斯坦因吐魯番] 500、535-536頁。

(6-1~3)によると于闐國は後晉に朝貢しており、國王は李姓で唐の皇室の親族を自稱していたことがわかる。その一方で、後晉からの使節の記録(6-2)によると于闐國では自前の年號が使われ、中國的皇帝制度の存在の一端が窺われる。

10世紀の于闐國王の李姓と唐の皇室の關係について榮新江氏は、8世紀の于闐國王の尉遲勝が唐の「宗室女」を妻としたので¹⁵、これを理由に李聖天が唐室の親族を自稱したと推定する一方、李聖天が尉遲勝の直系の子孫である確證はないとしている。また李姓は過去に唐朝から于闐王家に賜與されなかったようであるが、李聖天がこれを自稱したのは、過去の唐朝の聲威やその西域での政治的遺産を繼承しようとしたためと推測している¹⁶。これらの推測は反證もなくおそらく正しいであろう。つまり唐室の親族との自稱は多分に附會、「李姓」は冒姓・借用ということになる。

そのため李姓と「唐之宗屬」を稱するのは唐代には當然憚られたであろう。だからこれらは唐朝滅亡の907年より後に始まったに違いない。一方(6-1・2)から、遅くとも天福三(938)年までに李姓を稱するようになったことがわかる。

ところで當時の于闐國王に關わる史料は敦煌文獻中に多く残されている。そしてその中には于闐國の皇帝號やそれに關係する尊稱・年號等が記録されている。そうした文書の中から作成年代や筆者/發信者・受信者が比較的明らかになっているものの一部を表2に示す。

これらの史料は種類・内容からおよそ四つに分けられる。筆者や發信者が歸義軍側のもは、一つが表や状の書式の文書(含草稿等)で、もう一つは歸義軍の支配者が作らせた石窟にある于闐出身者の供養人像の題記である。一方コータン側作成のもは、一つは歸義軍の支配者に宛てた書状で、もう一つは自前の年號を記したコータン語の文獻である。これら史料は半世紀にわたり残されている。表2の諸史料が示しているのは、單に于闐國王が皇帝號やそれに關係する尊稱・年號を自ら用いた、そしてそれが記録されている、ということだけではない。史料の筆者/發信者と受信者はコータン國人かその國との通交に關わる歸義軍側の當事者である。他國の皇帝號や年號等を承認して記すかどうかというのは、政治・外交上デリケートな問題である¹⁷。そのためいくら于闐側が皇帝號や關連の尊稱・年號を自ら用いても歸義軍側が認めなければ、それらは歸義軍側の文獻に多くは書き残されなかったであろう。また逆に、于闐側の意圖と無關係に歸義軍側が于闐國王を皇帝として厚遇したとは、表2のコータン語文獻の内容からも考えられない。

¹⁵『舊唐書』卷144、尉遲勝傳。

¹⁶ [榮・朱2013] 27-29頁。

¹⁷中國五代の諸王朝の事例については [山崎2010] 133-139頁参照。

表 2: 敦煌文獻中の于闐國皇帝關係史料

歸義軍 曹氏	于闐國王	西曆 年號	史料名・内容	發信者 筆者等	受信者	備考 「」→史料中の一節
議金 914-35	李聖天 Viśa'					
元德 935-39	Sambhava 912-62-?	936	P2638 後唐清泰三年沙州儼司教授福集等狀	儼司教授福集(等)		「于闐皇后」
元深 939-44			莫高窟 98 窟東壁南側、供養人題記「大朝大寶于闐國大聖大明天子」「大朝大于闐國大政大明天册全封至孝皇帝天皇后曹氏一心供養」	窟主： 歸義軍曹氏		左題記は曹元深時代の追補 [供養人題記]*
元忠 944-74		947-957頃	莫高窟 61 窟主室東壁門南側、供養人題記「姉大朝大于闐國大政大明天册全封至孝皇帝天皇后一心供養」	窟主： 歸義軍曹氏		年代 [供養人題記]*
		956	P3016v 天興七年十一月于闐迴禮使索子全狀	索子全 (于闐滞在中の歸義軍使節)	(于闐國) 指揮・都衙・都頭など	對于闐: 「皇帝」「大朝」「皇后」「菩薩天子」「龍庭大寶國」 [榮・朱 2013]
		958	P3016v 天興九年九月西朝走馬使□富住狀	□富住 (于闐滞在中の歸義軍使節)	(于闐國) 指揮 都衙・宋都衙など	對于闐: 「西朝」「鸞駕」「皇恩」 對歸義軍: 「太師令公」 [榮・朱 2013]
	未確定 963-66	956-966頃	P2826 于闐皇帝から沙州節度使への書狀	于闐皇帝	(曹元忠)	「賜沙州節度使男令公」; 「大于闐漢天子勅印」押印。年代 [森安 2000]
		963-965頃	敦煌祕笈 羽 686 (于闐) 皇帝から (曹) 元忠への書狀	(于闐) 皇帝	(曹) 元忠	「皇帝賜 男元忠」・「書詔新鑄之印」押印 [赤木 2013]*
		964 天壽 2	Дх2148 天壽二年九月弱婢員嬪・祐定牒	員 嬪・祐 定 (于闐公主の侍婢、在敦煌)	(于闐) 公主	對于闐: 「佛現皇帝」「公主」「太子」。年代 [張・榮 2008] [赤木 2015]*
		965 天壽 3	P2928 コータン語寫本 (冒頭記年)thyaina śīva dīde kṣuṇa gūha salye	(于闐國人)		左文「thyaina śīva 第 3(治世) 年、牛年」thyaina śīva = 天壽 以上 [Hamilton1979] に基づく。年代 [張・榮 2008]
	Viśa' Śūra 967-77?	970 天尊 4	P5538 コータン語勅書	(Viśa' Śūra)	tteyi hvā'm (大王=曹元忠)	「勅」字大書、「書詔新鑄之印」押印 thyenā tcūnā=天尊 [Pulleyblank1954] [Bailey1964]
		971 天尊 5	IOL Khot S47 (Ch. 0021b.a) 金剛乘の奥書 44-46 行目 thyena tcūnā sūhye bādī pūhye kṣuṇā... baudhasattu viśa' śūrā caiga rāṃdānā rradī	(于闐國人)		左文「the fifth regnal year of the happy time (regnal period) Tianzun, ...the bodhisattva Viśa' Śūra, king of kings of the Chinese」 譯文 [KMBL]*

		975 の數年前	P4065 歸義軍曹氏表文稿 (表文三)	(曹元忠)	(Viśa Śūra)	對于闐:「皇帝陛下」曹氏側:「(某) 忝爲甥舅」。年代 [李正宇 1988]
延恭 974-76						
延祿 976-1002	Viśa Dharma 978-82?	980 頃	莫高窟 61 窟主室東壁門北側、供養人題記「大朝于闐國天册皇帝/第三女天公主李氏爲新/受太傅曹延祿姬供養」	窟主: 歸義軍曹氏		左題記は延祿の時代の追補 [供養人題記]*
		982 中興 5	IOL Khot S.21 (Ch. i. 0021a.a) Viśa' Dharma 王への讚文 20 行目 tṭye vīśa' darma baudasatvā rāṃdā kṣuṇi ye pūha cū hīna kamala...	(于闐國人)		左文「Of that Viśa' Dharma, bodhisattva and king, it was the fifth year, the head (being) (the regnal period) Zhong xing」 譯文 [KMBL]* cū hīna= 中興
宗壽 1002-14	Viśa' Saṅgrama ? 983?-?	984 前後	榆林窟 35 窟主室甬道北壁供養人題記「大朝于闐王國的皇帝天公主」	窟主: 歸義軍曹氏		[張伯元 1995]* 年代 [張・榮 2008]
1006 頃滅亡						
<ul style="list-style-type: none"> ・歸義軍曹氏の編年は [榮 1996] に依った。 ・于闐國王の編年は [張・榮 2008]・[榮・朱 2013]・[赤木 2013] 等を参照して筆者が判断した。 ・史料の録文の引用元には*を付した (備考)。その表示のない史料は本稿文献目録「略號・史料」中の文献から引用・移録。 ・史料の内容解釋・作成時期の典據等を備考に示した。 						

その例證の一つがコータン國王から歸義軍節度使への外交文書 P5538 である。その末尾には「勅」の漢字が大書してあり、中國皇帝から下位の者への論事勅書を模して起草したことが明白である¹⁸。もし歸義軍側が兩國間の外交文書の形式は對等であるべきと考えていたら、このような文書は受け取らないであろう。表 2 の諸史料からは兩國間の君臣關係までは見て取れない。しかし史料の數と内容を考えれば、于闐の君主は皇帝を稱し、歸義軍節度使はそれを承認して自らはせいぜい大王と稱するに留めるといふ、對等ならざる關係があったことは疑えない。そしてこのような相對的優劣を示す外交文書の形式を兩國が承認し、その名分關係を半世紀ほどは維持していたことも窺える。

特に于闐からの文書群は、自らを皇帝として示そうとする王の主體的意思を強く傳えている。これらからは、于闐王家が李姓や唐の宗屬を自稱したことについて、過去の唐朝の聲威にあやかるといふだけでなく、それ以上のものも見えてくるであろう。すなわち于闐國王は唐室の流れを汲む皇帝であり中國の天子に等しい

¹⁸ [榮 2012] 223-225 頁。ただし論事勅書の正確な用途とはずれがあると榮氏は考えている。本文書の畫像は Bibliothèque nationale de France のウェブサイト Gallica で閲覧した。

存在であるという當國の主張、あるいは一種の王朝イデオロギーの存在である¹⁹。于闐國はこれを中原王朝に對しては主張できなかったであろうが、歸義軍政權に對しては承認させていたことが敦煌文獻からわかるのである。以上から、10世紀の于闐王家の李姓は上記のイデオロギーを王名上で體現する役割を擔っていたと考える。李姓への改姓は、この王朝イデオロギーの具體化の方が尉遲姓の先祖とのつながりよりも重要になったためとも推測される。

おわりに

以上の検討から、6世紀以降のコータン王族の于・王(?)・尉遲・李姓は中國既存の姓氏を模倣または借用したものと言える。一方この姓氏の變遷から、一貫とした父系の血統により出自を表示するという中國での姓氏の社會的役割は、長い目で見れば重視されていないことも分かる。また現地語の歴代の王名は Viśa' やその近縁の語を伴っていたが、姓氏の變遷はこの一貫性にも相應していない。むしろコータン王族がその時々において中國的姓氏を用いたのは、中國諸王朝の支配體制への適應や自國の王朝イデオロギーの體現という、より政治的・外交的な目的のためであったと評することができる。

なお、コータンと曹氏歸義軍との外交的名分關係や、コータン王にまつわる多様なイメージ・イデオロギーについて、本稿では紙數の關係上敘述を簡略にした。詳しくは別の機會に論じたいと思う。

文獻目録

略號・史料

[供養人題記]：敦煌研究院編『敦煌莫高窟供養人題記』北京：文物出版社、1986年

[斯坦因吐魯番]：陳國燦『斯坦因所獲吐魯番文書研究』武漢：武漢大學出版社、1997年

[少數民族墓誌]：李永強・餘扶危主編『洛陽出土少數民族墓誌彙編』鄭州：河南美術出版社、2011年

[大正藏]：高楠順次郎・渡邊海旭主編『大正新脩大藏經』全85冊、東京：大正新脩大藏經刊行會、1924-1934年

¹⁹他に于闐國王を轉輪聖王になぞらえる王朝イデオロギーの存在も指摘されている。[赤木2010] 76-78頁。また李聖天が皇帝や菩薩天子など様々な稱號を用いたことは于闐傳統の佛教思想と漢地の王統思想の結合を示しているとの指摘が[榮・朱2013] 32-33頁にある。さらに敦煌壁畫等の佛教美術において于闐王は文殊菩薩の眷屬という別のイメージでも表現されている。[白須2009]。

[碑林全集]：高峽（主編）『西安碑林全集』200卷、廣州：廣東經濟出版社、1999年

[洛陽北魏墓誌]：洛陽市文物局編『洛陽出土北魏墓誌選編』洛陽文物與考古、北京：科學出版社、2001年

[KMBL]：Skjærvø, Prods Oktor, *Khotanese Manuscripts from Chinese Turkestan in the British Library: a Complete Catalogue with Texts and Translations*. London: British Library, 2002.

『俄羅斯科學院東方研究所聖彼得堡分所藏敦煌文獻』全17卷、上海・莫斯科：上海古籍出版社・俄羅斯科學出版社東方文學部、1992–2001年

『敦煌社會經濟文獻真蹟釋錄』全5卷、唐耕耦・陸宏基（編）、北京：書目文獻出版社、1986–1990年

『法國國家圖書館藏敦煌西域文獻』全34卷、上海：上海古籍出版社、1994–2005年
Khotanese Texts I–VII. Harold Walter Bailey (ed.), Cambridge: Cambridge University Press, 1945–1985.

論著等（日・中文は五十音順）

赤木崇敏（2010）：「十世紀敦煌の王權と轉輪聖王觀」『東洋史研究』第69卷2號、59–89頁

——（2013）：「10世紀コータンの王統・年號問題の新史料——敦煌祕笈 羽686文書」『内陸アジア言語の研究』XXVIII、101–128頁

——（2015）：「敦煌三界寺僧道眞とコータン王家」『内陸アジア言語の研究』XXX、199–222頁

荒川正晴（2009）：「唐代中央アジアにおける帖式文書の性格をめぐって」土肥義和編『敦煌・吐魯番出土漢文文書の新研究』東京：東洋文庫、271–291頁

井ノ口泰淳（1962）：「ウテン語資料による Viśa 王家の系譜と年代」（同『中央アジアの言語と佛教』京都：法藏館、1995年、217–238頁所收）

于安瀾（1982）：『畫品叢書』上海：上海人民美術出版社

榮新江（1996）：『歸義軍史研究——唐宋時代敦煌歷史考索』上海：上海古籍出版社

榮新江（著）・西村陽子（譯）（2012）：『敦煌の民族と東西交流』敦煌歷史文化繪卷、東京：東方書店

榮新江・朱麗雙（2013）：『于闐與敦煌』敦煌講座書系、蘭州：甘肅教育出版社

榎一雄（編）（1980）：『敦煌の歴史』講座敦煌2、東京：大東出版社

郭玉堂（原著）・氣賀澤保規（編著）（2002）：『洛陽出土石刻時地記：復刻』明治大學東洋史資料叢刊2、東京：明治大學文學部東洋史研究室

- 河野道房 (1996) : 「釋彥悰撰『後畫錄』考」『人文學論集』(大坂府立大學) 14 號、57-66 頁
- 吳春燕 (2013) : 「尉遲乙僧考」『中國美術研究』8 輯、98-102 頁
- 周一良 (1985) : 『魏晉南北朝史札記』(『周一良集』第 2 卷、瀋陽: 遼寧教育出版社、1998 年、所收)
- 白須淨眞 (2009) : 「新樣文殊壁畫に現れる于闐國王とその歴史的背景」森安孝夫研究代表『シルクロード東部地域における貿易と文化交流の諸相』科研費報告書 CD-ROM 版
- 任平山 (2011) : 「重提吐火羅——尉遲乙僧原籍考注」『敦煌研究』2011 年第 3 期、83-91 頁
- 孫三錫 (1858) : 『昭陵碑考』十二卷(『石刻史料新編』第 2 輯第 15 冊、臺北: 新文豐出版公司、1979 年、所收)
- 孫遲 (1984) : 「昭陵十四國君長石像考」『文博』1984 年第 2 期、56-63、5 頁
- 張彥遠 (著)・秦仲文・黃苗子 (點校) (1963) : 『歷代名畫記』北京: 人民美術出版社
- 張鴻傑 (2003) : 「乾陵“六十一藩臣像”銜名訂補」『咸陽師範學院學報』第 18 卷第 3 期、8-11 頁
- 張廣達・榮新江 (2008) : 『于闐史叢考』增訂版、西域歷史語言研究叢書、北京: 中國人民大學出版社
- 刁淑琴・朱鄭慧 (2008) : 「北魏鄯乾、鄯月光、于仙姬墓志及其相關問題」『河南科技大學學報 (社會科學版)』第 26 卷第 6 期、13-16 頁
- 趙超 (1992) : 『漢魏南北朝墓誌彙編』天津: 天津古籍出版社
- 張伯元 (1995) : 『安西榆林窟』成都: 四川教育出版社
- 趙萬里 (1956) : 『漢魏南北朝墓誌集釋』6 冊、考古學專刊乙種第 2 號、北京: 科學出版社
- 趙和平 (2014a) : 「尉遲氏族源考——中古尉遲氏研究之一」『敦煌吐魯番研究』第 14 卷、245-260 頁
- (2014b) : 「于闐尉遲氏源出鮮卑考——中古尉遲氏研究之二」『敦煌研究』2014 年第 3 期、201-212 頁
- 陳國燦 (1980) : 「唐乾陵石人像及其銜名的研究」『文物集刊』2、189-203 頁
- 寺本婉雅 (1921) : 『于闐國史』京都: 丁子屋書店
- 長廣敏雄 (譯注) (1977) : 『歷代名畫記』1・2、東洋文庫 305・311、東京: 平凡社

- 梅林(2010):「天壽年號・佛現皇帝・宕泉造窟——俄藏敦煌文獻Dx.6069+Dx.1400+Dx.2148 號文書再研究」『美術學報』2010年第4期、32-41頁
- 羽溪了諦(1914):『西域之佛教』東京:森江書店
- 森安孝夫(2000):「河西歸義軍節度使の朱印とその編年」『内陸アジア言語の研究』XV、1-121頁
- 山崎覺士(2010):『中國五代國家論』佛教大學研究叢書12、京都:思文閣出版
- 姚薇元(1958):『北朝胡姓考』(修訂本、北京:中華書局、2007年)
- 吉田豊(2006):『コータン出土8-9世紀のコータン語世俗文書に関する覚え書き』神戸市外國語大學研究叢書第38冊、神戸:神戸市外國語大學外國學研究所
- 李正宇(1988):「敦煌遺書P4065表文三件的初步考釋」『新疆社會科學』1988年第3期、94-101頁
- Akagi Takatoshi (2011): “Six 10th Century Royal Seals of the Khotan Kingdom”. Imaeda Yoshihiro, Matthew T. Kapstein and Takeuchi Tsuguhito (eds.), *New Studies of the Old Tibetan Documents: Philology, History and Religion*. Tokyo: Research Institute for Languages and Cultures of Asia and Africa, Tokyo University of Foreign Studies, pp.217-229.
- (2012): “The Genealogy of the Military Commanders of the Guiyijun from Cao Family”. Irina Popova and Liu Yi (eds.), *New Dunhuang Studies: Prospects and Problems for the Coming Second Century of Research*. St. Petersburg: Slavia, pp.8-13.
- Bailey, Harold Walter (1964): “Śrī Viśā Śūra and the Ta-urang”. *Asia Major* N.S. 11-1, pp.1-26.
- Burrow, Thomas (1940): *A Translation of the Kharoṣṭhī Documents from Chinese Turkestan*. London: The Royal Asiatic Society.
- Hamilton, James (1979): “Les règnes khotanais entre 851 et 1001”. Michel Soymié (ed.), *Contributions aux études sur Touen-houang*. Genève-Paris: Librairie Droz, pp.49-54.
- Konow, Sten (1936): “Note on Khotanī Saka and the Central Asian Prakrit”. *Acta Orientalia* 14, pp.231-240.
- Kumamoto Hiroshi (1986): “Some Problems of the Khotanese Documents”. Rüdiger Schmitt and Prods Oktor Skjaervø (eds.), *Studia Grammatica Iranica: Festschrift für Helmut Humbach*. München: Kitzinger, pp.227-244.
- (1995): “Miscellaneous Khotanese Documents from the Pelliot Collection”. 『東京大學言語學論集』14、229-257頁。

Pulleyblank, Edwin G. (1954) : “The Date of the Staël-Holstein Roll”. *Asia Major* N.S. 4-1, pp.90-97.

Skjærvø, Prods Oktor (1991) : “Kings of Khotan in the Eighth Century”. Paul Bernard and Frantz Grenet (eds.), *Histoire et cultes d'Asie centrale préislamique: sources écrites et documents archéologiques*. Paris: Éditions du Centre nationale de la recherche scientifique, pp.255-278.

附録：「于仙姫墓誌」録文凡例・校註

凡例

- ・録文は、[碑林全集] 卷 62 の拓本寫眞版 462-467 頁を基に、[趙超 1992] 180 頁、[洛陽北魏墓誌] 96 頁、[刁・朱 2008] 15 頁、[少数民族墓誌] 1 頁の録文も参照して作成した。
- ・録文は、横書きにして行番號を附した他は字配りを拓本にあわせ、字體はできるだけ繁字體に統一した。

誌文校註

- 2 「城」 原字。[刁・朱 2008]・[少数民族墓誌] の指摘のとおり文脈上正しくは「域」。
- 4 「𪔐」 原字は「𪔐」。[少数民族墓誌] の釋文に従う。[洛陽北魏墓誌] : 「𪔐」。[刁・朱 2008] では誤脱。
- 7・9 「於」 原字。[刁・朱 2008]・[少数民族墓誌] : 「于」。
- 10-11 「奚不化乘暉入窆」 [刁・朱 2008] は「奚不化成、乘暉入窆」とするが、寫眞版に「成」の字は見えず、補足か衍字かは不明。「暉入窆」の一節は、銘文の形式上四字であるべきで、1 字脱字の可能性が高い。[洛陽北魏墓誌] : 「(脱一字) 暉入窆」。[少数民族墓誌] は「[窆] 窆」(墓穴) と補うが、他の墓誌では同義の「窆窆」の用例もあり確實な補足は難しい。本録文では原文のままとした。
- 11 「晷」 原字。[刁・朱 2008] の「咎」は誤字か。
- 12 「太」 原字。[趙超 1992]・[刁・朱 2008]・[少数民族墓誌] : 「大」。
- 13 「月己𠃉□」 寫眞版では 3 字目に「巳」字の上邊の殘畫が見え、4 字目は全缺。[刁・朱 2008] : 「月己□□」。一方 [趙超 1992] は「月己巳朔」、[洛陽北魏墓誌] は「月己□□(巳朔)」、[少数民族墓誌] は「月己巳朔」とし、補足としては正しいであろう。

(作者は國際佛教學大學院大學附屬圖書館職員)